

第3号議案

大阪府立高等学校全日制の課程普通科に関する通学区域の改正について

大阪府立高等学校全日制の課程普通科（単位制による課程を除く。）の通学区域を平成26年4月1日から府内全域とすることを定める。

平成24年12月19日

大阪府教育委員会

<参 考>

〔趣 旨〕

平成24年4月1日に施行された大阪府立学校条例第2条第3項を踏まえ、通学区域を改正する件。

〔改正内容〕

1区、2区、3区及び4区としている現行の通学区域を、府内全域とする。

〔施行日〕

平成26年4月1日から施行する。

〔根拠規定〕

大阪府教育委員会事務決裁規則

（委員会決裁事項）

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育に関する基本計画の策定に関する事並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事。

大阪府立高等学校の通学区域について

◆通学区域の変遷

- ・昭和 25 年度 大阪市内 6 区、大阪市外 7 区 計 13 区
- ・昭和 38 年度 全府を 5 区に改編(普通科以外の通学区域は府内全域)
- ・昭和 48 年度 全府を 9 区に改編
- ・平成 19 年度 全府を 4 区に改編

◆条例制定にいたる経緯

◇平成 23 年 9 月

大阪維新の会 教育基本条例案を議会に提出

第 43 条 府立高等学校の通学区域は府内全域とする。

◇平成 24 年 2 月

知事 大阪府立学校条例案を議会に提出

第 2 条第 3 項 高等学校の通学区域については、平成 26 年 4 月 1 日から府内全域とすることに向けて、設定の見直しを行うものとする。

教育委員会会議での審議

- ・学区撤廃のためには、周到な準備が必要
- ・中学校の進路指導、中学生の進路選択に混乱が出ないように努力が必要
- ・通学区域の問題は、学校の再編整備や特色づくりと総合的に考えることが必要

◇平成 24 年 3 月

大阪府立学校条例 可決、4 月 1 日施行

◆学区撤廃に向けた課題整理

◇進学指導協議会 (*) におけるアンケート調査等

(* 公立中学校長で組織する協議会)

アンケート実施 平成 24 年 2 月

意見聴取 平成 24 年 6 月、7 月、10 月

◇市町村教育委員会に対するアンケート調査 (平成 24 年 9 月実施)

<主な意見>

- ・進路選択の幅が拡大するメリットを活かすために、十分な周知が必要。
- ・新しく受検することができる高校の志願動向等の情報提供が必要。特に、現行学区の境界にある学校については志願動向に変化が考えられるため、留意が必要。

- ・進路指導経験のない教員が増える中で、進路指導力を高めるための支援が必要。
- ・都市部の高校へ志願者が集中する。
- ・現行の学区外の志願者が流入することにより、学校近隣地域の生徒が進学しにくくなる。

◆府教育委員会としての対応案（※は現在、予算要求中）

通学区域を府内全域とすることにより、中学生の学校選択の幅が拡大されるという大きなメリットがある。中学生及び保護者の学校選択や、中学校における進路指導を支援するため、以下のような対策を実施する。

- ① 中学生及び保護者等への学区撤廃の周知
 - ・通学区域が府内全域となることについてのリーフレットを作成し、府内公立中学1・2年生全員に配布。（平成25年1月配布予定）
- ② 府民へ向けての広報の充実
 - ・全公立高校の学校情報を提供
 - 大阪府公立高校進学フェアの拡充（※）
（全校参加の進学フェアに加え、北部・南部での進路ガイダンス開催など）
 - 大阪府公立高等学校等ガイドの府内広域版の作成（※）
（北部版、中部版、南部版等の地域別）
 - ・府教育委員会のWebページ上に、府立高校情報検索ナビを構築し、中学生や保護者の知りたい高等学校の各種情報を提供（※）
 - ・学校情報や進路指導情報等の電話相談窓口の開設（※）
- ③ 中学校における進路指導の支援
 - ・中学校に向けて、入試情報や、志願動向をリアルタイムで提供する進路指導システムの構築（※）
 - ・進路指導データを充実するため、進路希望調査の対象校を拡大

◆今後の予定

